

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第62号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

目次中「第19条の5」を「第19条の6」に改める。

第3条第7号を次のように改める。

(7) 建築基準条例第32条第3項の規定により交差点の側端から7メートル以内の道路に接する場所に自動車の出入口を設けるとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書

ア 建築基準条例第32条第3項第1号の規定により三岔路の交差点の車道が交差し  
ない側に自動車の出入口を設けるとき

(ア) 建築基準条例第32条第3項第1号アの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路の幅員、車線の数及び歩道の位置を明示した図書

(イ) 建築基準条例第32条第3項第1号イの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路に交差する道路の長さ及びその道路の周辺の状況を明示した図書

イ 建築基準条例第32条第3項第2号の規定の適用を受けるとき 第19条の5第1号から第3号までに該当することを証する図書

第10条第1項第1号中「又は」を「,」に改め、「〔御池通沿道条例〕という。〕第4条第1項ただし書」の右に「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例（以下「らくなん進都条例」という。〕第3条ただし書」を加え、同項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 建築基準条例第16条第6項（同条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定 別表第2 1の項及び6の項に掲げる図書

(6) 建築基準条例第17条ただし書の規定による認定 別表第2 1の項及び7の項に掲げる図書

第5章中第19条の5を第19条の6とし、第19条の4の次に次の1条を加える。

（自動車車庫等の自動車の出入口に係る位置の制限に関する特例）

第19条の5 建築基準条例第32条第3項第2号に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 交差点の側端から5メートルを超える道路に接する場所に自動車の出入口が設けられているもの
- (2) 自動車の出入口から2メートル後退した車路（道路から自動車を進入させる際のみ使用するものを除く。以下「出口用車路」という。）の中心線上の点と、当該点から道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度の方向に延ばした線と道路境界線との交点で囲まれた部分（自動車の出入口と出口用車路の中心線との交点を基準とし、当該基準からの高さが4.5メートルを超える部分を除く。）に空地が設けられているもの
- (3) 自動車の出入口から5メートル以内に存する出口用車路の縦断勾配が、出入口方向に100分の5を超える上り勾配となっていないもの

第28条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）第1に規定するもののほか、市長が定めて告示する。

第29条第1項中「又は法第35条に規定する排煙設備（排煙機を有するものに限る。）若しくは」を「、排煙機若しくは送風機を有する排煙設備又は」に改める。

第30条を次のように改める。

（定期報告対象建築物等の建築等の通知）

第30条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「定期報告対象建築物」という。）を建築する場合（増築する場合にあっては、増築後の建築物が定期報告対象建築物となる場合を含む。）又は建築物の用途の変更をして定期報告対象建築物にする場合においては、その旨を文書により市長に通知しなければならない。遊戯施設の築造主が令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設を設置するときも、同様とする。

- (1) 令第16条第1項に規定する建築物
- (2) 第28条第1項に規定する市長が指定する特定建築物
- (3) 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少

ない建築物等を定める件（平成28年1月21日国土交通省告示第240号）第3第2号に規定する建築物

- 2 定期報告対象建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下この項において同じ。）は、当該建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を中止し、若しくは再開するときは、その旨を文書により市長に通知しなければならない。令第16条第3項第1号に規定する昇降機又は令第138条第2項各号に掲げる工作物（以下この条において「定期報告対象昇降機等」という。）の所有者が、当該定期報告対象昇降機等を廃止し、又はその運行を1月以上休止し、若しくは再開するときも、同様とする。
- 3 定期報告対象建築物又は定期報告対象昇降機等の所有者又は管理者が変更したときは、新たに所有者又は管理者となった者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者）は、その旨を文書により市長に通知しなければならない。

第32条中「御池通沿道条例」の右に「、らくなん進都条例」を加える。

別表第2 5の項を次のように改める。

5	避難に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における避難経路並びにその幅及び長さ (3) 避難時に想定される通過人数 (4) 建築物の居室から屋外への避難に要する時間
6	前面空地に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における前面空地の位置並びにその幅、長さ及び面積 (3) 建築物の主な出入口の位置
7	敷地と道路に関する配置図	(1) 縮尺 (2) 敷地が幅員6メートル以上の道路に接する部分及びその長さ

別表第5百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（卸売業を営む店舗を除く。）又は展示場の項中「（卸売業を営む店舗を除く。）」を削る。

#### 附 則

この規則中第30条の改正規定は平成30年10月1日から、第29条第1項の改正規

定は平成31年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)